

平成28年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月高浜市議会定例会は、平成28年11月29日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定  
(諸報告)
- 日程第3 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について  
議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例の制定について  
議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改  
正について  
議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部改正について  
議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部  
改正について  
議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）  
議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）  
議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）  
議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- |    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 杉浦康憲  | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希  | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 長谷川広昌 | 6番 | 黒川美克 |
| 7番 | 柴田耕一  | 8番 | 幸前信雄 |

9番 杉浦辰夫  
12番 内藤とし子  
14番 鈴木勝彦  
16番 小野田由紀子

11番 神谷直子  
13番 北川広人  
15番 小嶋克文

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	山本時雄
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口 靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦

地域産業グループリーダー	板倉 宏 幸
会計管理者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内藤 克 己
監査委員事務局長	杉浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤 元 久
主 査	内藤 修 平

### 議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、議長より欠席届が提出され、12月定例会を欠席されることとなりました。

つきましては、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私、浅岡が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に答えるべく、厳正かつ、公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

### 午前10時00分開会

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、平成28年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を大方の方に御参集いただきましてまことにありがとうございます。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。

この1年を振り返りますと、東日本大震災から5年を経過したことし、熊本、鳥取、福島と大きな地震が相次ぎました。特に4月に発生した最大震度7の熊本地震では、多くのとうとい命が失われ、被害が甚大なものとなりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

この地震では、マグニチュード6.5という非常に大きな前震が発生した28時間後にマグニチュ

ード7.3というさらに大きな本震が発生するという想定外の事態により被害が拡大をいたしました。この反省から、気象庁は大きな地震があった際には、同程度の規模の地震に注意を呼びかけることとなりました。高浜市といたしましても、貴重な教訓として、今後の災害対策に生かしてまいります。

災害対策においては、市民の助け合いが非常に重要であり、中でも消防団は地域防災のかなめです。高浜市の消防団は地域の安全のため、日々訓練に励んでおり、7月に開催されました第61回愛知県消防操法大会では、第3分団が見事6位に入賞するなど、非常に心強い存在であります。全国的に団員数の減少が問題となっておりますが、高浜市といたしましても引き続きサポートに努めてまいります。

さて、我が国の景気につきましては、10月の内閣府月例経済報告によりますと、現状は穏やかな回復基調にあり、先行きについても中国経済の下振れリスク等に注視する必要はあるものの、穏やかな回復が見込まれております。

また、東海地域の景気は10月の日銀地域経済報告によりますと、穏やかな拡大基調とされた7月の報告から判断が引き下げられたものの、幾分ペースを鈍化させつつも穏やかに拡大しております。

ただ、11月8日、アメリカ大統領選が行われ、ドナルド・トランプ氏が大方の予想を覆し、次期大統領に選出されましたので、このことが我が国や東海地域の経済に与える影響につきましては注視していく必要がございます。

明るいニュースもございました。8月に開催をされましたブラジル、リオデジャネイロオリンピックでは、陸上男子400メートルリレーで日本チームが銀メダルを獲得しました。バトンパスの技術を磨くことで、海外勢との個々の実力差を克服し、チーム一丸となって勝ち取った史上最高の結果に多くの日本国民が勇気づけられたことでしょう。

また、日本選手団全体としても、史上最多41個のメダルを獲得し、4年後の東京オリンピックに向け、若い世代のさらなる成長が楽しみな結果となりました。高浜市でも若い世代が力強く育っております。

8月に開催をされましたディベート甲子園において、高浜中学校と高浜南中学校が全国大会に出場し、高浜中学校が見事全国第3位に輝きました。10月には間もなく役割を終えるこの議場において、彼らの全国屈指の実力を十分に披露していただきました。選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若い世代の政治参加が期待される昨今、彼らにはこの議場での経験を未来の高浜、そして日本、世界のために役立ててもらいたいと願うものであります。

さて、去る11月20日、高浜市始まって以来の住民投票が実施をされました。今回の住民投票につきましては、皆様さまざまな御意見があろうかと存じます。しかし、世界に目を転じますと、6月にEU離脱の是非を問う国民投票が行われました。イギリスでは、国民が分断をされ、いま

だ混乱が続いています。我々は暮らしやすい高浜市を若い世代に引き継いでいくために、速やかに議論を再開しなくてはなりません。高浜市の将来を担う若い世代のために、これからも引き続きお力をお貸しいただきたくお願いを申し上げます。

次に、本日提案させていただく案件でございますが、一般議案6件、補正予算6件、報告1件の計13件をお願いするものでございます。議案の詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時7分開議

○副議長（浅岡保夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、2番、神谷利盛議員、3番、柳沢英希議員を指名いたします。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成28年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月23日及

び11月22日に議会運営委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月22日までの24日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、議案第67号から議案第78号までの上程、説明並びに報告第11号について報告を受けます。

12月6日及び7日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月9日に議案第67号から議案第78号までの総括質疑、委員会付託を行います。

総務建設委員会については、議案第67号から議案第69号まで、議案第73号から議案第75号まで、議案第77号及び議案第78号の8議案と、陳情第13号及び陳情第16号の2陳情を付託、福祉文教委員会については、議案第70号から議案第73号まで及び議案第76号の5議案と陳情第14号及び陳情第15号の2陳情を付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第73号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会及び特別委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります会期及び会議日程のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げて報告といたします。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの24日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告いたします。

告示日までに陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、9月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第3 議案第67号から議案第72号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いを申し上げます。

本案は、市の施設の使用料を定める別表第1のうち、行政財産の目的外使用の部、建物の款、市庁舎エレベーターホールの項を削るもので、改正の内容でございますが、市庁舎エレベーターホールの使用料、具体的には昼の休憩時間などに地下エレベーターホールで物品販売などを行う場合の使用料の規定でございますが、この規定を市庁舎の移転に伴い廃止させていただくものでございます。

施行日につきましては、附則におきまして、市庁舎の移転に合わせて、平成29年1月4日といたしております。

原案のとおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御説明申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料及び先にお配りをしております関係資料もごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、本年4月1日から施行されたことに伴い、本市の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

最初に、条例制定に至る経緯について簡単に御説明申し上げます。

議案第68号関係資料と書かれました資料をお願いいたします。

議員各位も御承知のとおり、農業の担い手の減少や高齢化、耕作放棄地、遊休農地などの増加により、農業を取り巻く生産現場の課題の解決に向けた農地対策や担い手に対する対策を強化することが喫緊の課題となっております。農業委員会の組織は、改正農業委員会法を踏まえて、農地利用の最適化推進について、特に農業、農村の健全なる発展に寄与することが求められており、今回、農業委員会の改革として、1点目、農業委員会業務の重点化、2点目、農業委員の選出方法の変更、3点目、農地利用最適化推進委員の新設とされております。現状の農業委員とは別に農地の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設することとされております。

この委員の役割は農地等の利用の最適化を図る推進のための活動とされており、具体的な活動

内容は担い手に対して農地利用の集積、集約化へつなぐ情報収集や働きかけ、また、耕作放棄地の解消、防止のための呼びかけ活動、加えまして新規参入に対する支援活動等みずからが地域で働いていただくための現場での活動が中心となります。

なお、本市の法定定数は3人で、3人ですと活動にも限界があるため、本市の農業委員会では、農業委員と密接に連携を図ることが重要であると考えております。

それでは、条文の内容について御説明申し上げます。

第1条は趣旨を規定し、第2条は委員の定数を規定しております。

農業委員は、農業者の数、農地の面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従うものとされており、本市においては最大14人、定数は12人にいたしております。

第2項の推進委員は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地利用の効率化及び高度化の状況その他の状況を考慮して政令に定める基準に従うものとされており、具体的には、農地面積のヘクタールの数値を100で除した数と定められており、3人となります。

次に、附則において、第1項、本条例の施行日は現農業委員の任期満了の翌日であります平成29年7月20日とし、第2項は現農業委員会の選挙による定数の条例の廃止を規定し、第3項では新たに農地利用最適化推進委員が加わることにより報酬額を定める必要が生じますので、報酬額を現農業委員と同額の日額7,200円とし、高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものといたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料及び新旧対照表、先にお配りをしてあります関係資料もごらんいただきますようお願い申し上げます。

こちらはさきの9月議会に提案後、罰則規定部分の文言、罰則対象者等に対して、検察庁からの指摘よりまして撤回をいたしました。11月10日に異議がない旨の回答をいただいております。議員各位には御迷惑をおかけしました。大変申しわけございませんでした。

最初に、表題「西三河都市計画地区計画の決定」と記述をしてあります議案関係資料の1ページをごらんください。

本案は、現在、工業用地の創出を進めております豊田町三丁目地内、7.1ヘクタールの区域に対しまして、建築基準法の規定に基づき適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために、区域内における建築物の制限を定めるために、都市計画法に基づく地区計画の決定に伴い、条例の一部改正により建築物の立地規制を行うことで、その実効性を確保しようとするものでございます。

資料1の1ページでは地区の概要を、2ページは建築物に関する制限事項を記述しております。

次に、4ページのカラーのA3の計画図面には、地区施設の配置及び道路・緑地等が示されておりますが、今回の一部改正により制限をかける区域は赤い線で囲まれた区域でございます。建築物の制限は、ただいま申し上げました区域に対しまして制限要件を付加するもので、資料の2ページに建築物の用途の制限を、これは工場、日本標準産業分類に掲げられています製造業に属するものとし、当該工場に関連する研究開発施設、物流施設並びにこれらに属する施設といたしております。

ただし、2つの関係施設は、周辺環境に配慮するために建築ができないとするもので、5ページでは建築物の用途の制限を整理いたしており、建築基準法に基づく危険物を扱う工場並びに臭気や騒音を発する工場は建築できません。

次の6ページには産業廃棄物の定義を記述しておりますが、産業廃棄物の全てを規制いたしますと一般の製造業が対象となってしまうため、再生の工程を規制の対象といたしております。

建築制限の概要は、建築物の容積率の最高限度は200%、建ぺい率の最高限度は60%、建築物の敷地面積の最低限度は3,000平方メートルとし、工業用地として有効に活用が図れるようにしております。

また、工場周辺への環境配慮といたしまして、建築物の壁面後退を道路境界から10メートル以上と定めており、工場が道路境界に建築できないこととし、ただし、軒高が3メートル以下の守衛所や管理棟は除くとしております。

次に、具体的な改正条文の内容を説明いたします。

第2条の改正は、都市計画法に基づく地区計画である旨を本文に規定し、第2条関係の別表第1には名称並びに区域を示す記述を追加するとともに、今回の追加に伴う建築制限として、新たに第5条から第7条を追加し、第5条では建築物の容積率の最高限度を、第6条は建築物の建ぺい率の最高限度を、第7条は建築物の壁面の位置の制限についての内容をそれぞれ追加し、条文の繰り下げ、整理を行っております。

また、別表第2では、先ほど申し上げました建築物の制限に関する3項目を追加し、基準となります数値等を整理いたしております。

次に、罰則規定の改正といたしまして、改正前の第9条第1項第1号中の第4条第1項を削り、違反の罰則対象者は、建築基準法に定められた建築物の建築主を対象といたしております。

次に、改正前の第9条第1項第2号において、「敷地を分割」の文言を「敷地面積を減少」に改め、第2号の次に第4条第1項及び第7条第1項に対する罰則対象者は、建築物の設計者、設計図書を用いずに工事を施工した場合、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者といたしております。

また、建築基準法の罰則規定の第101条第2項には、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科すると

されていることから、改正後の第12条に第2項を追加し、以下の項の整理を行っております。

なお、附則において、この条例の施行日は平成29年1月16日といたしております。

説明は以上でございます。2議案とも御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第70号から議案第72号までの3議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案につきましては、関連上一括して御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ及び3ページ並びに新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市議会の議員及び常勤特別職に支給いたします期末手当の支給割合を改定するものでございます。

まず、第1条による改正では、今年度12月期の期末手当の支給割合を現行の「100分の165」から「100分の175」に、0.1月分引き上げることとし、年間の支給割合を、現行の3.15月分から3.25月分といたすものでございます。

また、第2条による改正におきまして、平成29年度以降は、6月期を1.55月分、12月期を1.7月分といたすこととしております。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成28年12月1日から適用することとしております。

続きまして、議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、本年8月に実施されました今年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定させていただくものでございます。

まず、第1条による改正でございますが、第21条第2項第1号の改正は、今年度12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の「100分の80」から「100分の90」に0.1月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を、現行の「4.2月分」から「4.3月分」といたすものでございます。

また、同項第2号の改正は、一般職と同様に12月期の再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の「100分の37.5」から「100分の42.5」に、0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を、現行の「2.2月分」から「2.25月分」といたすものでございます。

附則第18項の改正は、12月期の勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、勤勉手当の支給総額の上限額の算定の基礎となります特定職員に係る1.5%の減額措置に伴う勤勉手当減額対象額等に係る減額率について、勤勉手当減額対象額に対する12月期の減額率を現行の「100分の1.2」から「100分の1.35」に、勤勉手当減額基礎額に対する12月期の減額率を現行の「100分の80」から「100分の90」に、それぞれ改めるものでございます。

別表第1の改正は、人事院勧告を踏まえ、行政職給料表を全部改正するもので、全体の平均で0.2%程度の引き上げを行うことといたしております。

次に、第2条による改正でございますが、第21条第2項第1号の改正は、一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を6月期は「100分の80」から「100分の85」に、12月期については「100分の90」から「100分の85」にそれぞれ改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものでございます。

また、第2項第2号の改正は、一般職の職員と同様、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を6月期は「100分の37.5」から「100分の40」に、12月期については「100分の42.5」から「100分の40」に、それぞれ改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものでございます。

附則第18項の改正は、勤勉手当の支給割合の平準化に伴い、勤勉手当減額対象額に対する減額率を「100分の1.275」に、勤勉手当減額基礎額に対する減額率を「100分の85」に、それぞれ改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は本年4月1日から、勤勉手当の改正部分は本年12月1日からそれぞれ適用することとしております。

以上で、議案第70号から議案第72号までの説明を終わります。いずれの議案につきましても何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第4 議案第73号から議案第78号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,521万9,000円を追加し、補正後の予算総額を147億740万5,000円といたすものです。

8ページの債務負担行為補正をお願いします。

都市計画マスタープラン改訂業務委託料は、小池町の工業用地創出を踏まえた改訂業務委託で、道路占用物件移転工事負担金は、豊田町三丁目の工業用地造成に係る東邦ガスに対する工事負担金で、いずれも本年度に契約を締結し、事業を進める必要があることから新たに設定するものです。

44ページをお願いします。

歳入について申し上げます。13款1項1目民生費国庫負担金及び14款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付事業における障害児給付費等の増加に伴うもので、13款2項2目民生費国庫補助金は、国の補正予算に伴い、経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金及び事務費補助金を計上いたすものです。

46ページをお願いします。

14款3項7目商工費委託金は、豊田町三丁目の工業用地創出に関し、用地交渉事務に対する委託金及びN T T並びに中部電力に支払う道路占用物件移転工事委託金を計上いたしております。

16款1項2目民生費寄附金は、株式会社おとうふ工房いしかわ様から10万円、3目教育費寄附金は、前教育委員神谷次男様から300万円、4目総務費寄附金は前市長森貞述様から100万円の御寄附をいただいたものです。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額いたすものです。

50ページをお願いします。

歳出について申し上げます。2款1項11目財産管理費の庁舎管理事業は、本庁舎移転に伴い、現庁舎の余剰什器その他不要品の廃棄物処理業務委託料を計上いたすものです。

56ページをお願いします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費の障害者自立支援給付事業は、利用者の増加により障害児給付費を増加いたすものです。

58ページをお願いします。

3款1項15目国民健康保険事業費、17目介護保険事業費、18目後期高齢者医療事業費は、各特別会計における職員人件費等の増減などにより、繰出金の増減を行うものです。

19目臨時福祉給付金給付事業費は、国の補正予算に伴い、低所得者向けの臨時福祉給付金及び給付事務に係る費用を計上いたすものです。

66ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費の産業経済活性化事業は、豊田町三丁目の工業用地創出に関し、代替地の整地工事費並びにN T T及び中部電力に支払う道路占用物件移転工事負担金を計上いたすものです。

68ページをお願いします。

8款2項1目生活道路新設改良費の市道新設改良事業は、市道港線工事において、新たに土地を購入する費用を計上いたすものです。

8款5項3目公共下水道費は、職員人件費の減額により繰出金を減額いたすものです。

72ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費は、小学校小規模工事費において、吉浜小学校のトイレ改修工事費及びクラス増に伴う教室改造工事費を計上するほか、同じく10款2項1目及び3項1目学校管理費は、機械器具費において小・中学校のAED更新費用を計上するものです。

10款2項2目及び3項2目教育振興費は、前教育委員神谷次男様からいただきました寄附金を活用し、各小・中学校に楽器を購入いたすものです。

以上が高浜市一般会計補正予算（第5回）の概要でございます。よろしくご説明申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ307万3,000円を減額し、補正後の予算総額を41億6,346万4,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の92ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき109万円を増額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、人件費の減額等に伴い416万3,000円を減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

94ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の減額等に伴い438万5,000円を減額いたすものであります。

1款2項1目賦課徴収費は、コンビニ収納手数料等の実績見込みにより22万2,000円を増額いたすものであります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、2款1項2目退職被保険者等療養給付費及び96ページの2款2項4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、療養給付費交付金に係る財源充当先事業への割合変更に伴い、財源更正を行うものであります。

また、94ページの2款1項4目退職被保険者等療養費6万円の増額及び96ページの2款2項2

目退職被保険者等高額療養費155万7,000円の増額は、年間の保険給付費の実績見込みによるものであります。

3款後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき175万9,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目前期高齢者納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき3,000円を増額いたすものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため4,481万円を減額いたすものであります。

11款1項3目償還金は、前年度精算額の確定に伴う返還金として4,603万9,000円を増額いたすものであります。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ307万1,000円を減額し、補正後の予算総額を14億5,857万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書の108ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金370万1,000円の減額は、人事交流によります人件費の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

続きまして、110ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費267万5,000円の減額及び1款2項1目下水道建設費102万6,000円の減額は、ともに人事交流等によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（浅岡保夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1,428万9,000円を減額し、補正後の予算総額を26億3,642万3,000円とするとともに、介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ812万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4,792万8,000円といたすものであります。

補正予算説明書124ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交

付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金、そして、126ページの7款1項1目一般会計繰入金の減額は、歳出の居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び高額介護サービス費の実績見込みに伴うものであります。128ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費については、それぞれ実績見込みに伴い、1目居宅介護サービス給付費及び3目施設介護サービス給付費、こちらについては減額を、2項地域密着型介護サービス給付費については増額をいたすものであります。

130ページをお願いいたします。

2款3項1目高額介護サービス費については、支給件数の増に伴う増額であります。

6款1項2目介護給付費過年度分返還金は、27年度地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

144ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流などに伴い、職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

146ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費は、人事交流などに伴い人件費を増額するほか、委託件数の増に伴い、介護予防支援事業委託料及び介護予防ケアマネジメント事業委託料をそれぞれ増額いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ975万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億8,341万8,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の158ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出、職員給与費の減額等に伴い975万6,000円を減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

160ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の減額等に伴い975万6,000円を減額いたすものであります。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書第1回の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正をするもので、収入は第1款水道事業収益第2項営業外収益は他会計からの補助金で、人事交流等により児童手当の予定額を12万円増額し、8億4,826万円とするものでございます。

支出は第1款水道事業費用第1項営業費用で主に人事交流に伴う人件費等及び減価償却費等の確定によるもので、予定額を79万6,000円増額し、第2項営業外費用では、主に消費税及び地方消費税によるもので予定額を109万7,000円増額し、7億8,333万1,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするもので、第1款資本的収入第4項補助金、補助金額の内定通知によるもので、予定額を339万9,000円減額し、9,751万2,000円とするものでございます。

支出は第1款資本的支出第2項企業債償還金で利率確定によるもので、予定額を4万6,000円増額し4億2,700万1,000円とするものでございます。

なお、第3条部分に記述をいたしましたとおり、当初予算第4条本文かっこ内の内容、金額についてそれぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めております職員給与費108万8,000円を減額し6,136万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

○副議長（浅岡保夫） 日程第5 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、報告第11号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件は、市有自動車の物損事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により、その御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成28年9月21日、要介護認定調査のため市民の御自宅を訪問した際、敷地内の駐車場において市有自動車を後退させたところ、市有自動車の後方左側面がカーポートのたてどいに接触し、たてどいを損傷させたものでございます。

本事故に係る損害賠償の額を3万1,644円と決定させていただきましたので、その御報告を申し上げます。

説明は以上でございます。

○副議長（浅岡保夫） ただいまの報告第11号は報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

---

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月6日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時51分散会

---